

平成 28 年度 税務運営方針

1 税務を取り巻く環境及び税務の役割

(1) 県税予算

平成 28 年度の当初予算は、税率引下げによる法人県民税の減が見込まれる一方、税率引上げ等による法人事業税及び地方消費税の増、特別徴収義務者一斉指定実施に伴う繰越調定額の増による個人県民税の増等が見込まれることから、当初予算を 4 年連続で上回る 2,535 億円（前年度当初予算比 105.0%、120 億円増）を計上した。

(2) 県財政

平成 28 年度当初予算は、収支均衡予算の編成を基本としつつ、「とちぎ元気発信プラン」と「とちぎ創生 15 戦略」に掲げる施策を積極的に推進することとして編成され、前年度当初予算を 0.9% 上回る 8,181 億 6 千万円となった。

(3) 県税収入及び税務職員の役割

県税収入は歳入全体の 31.0% を占めることから、当初予算に掲げた諸施策を実施する上で貴重な財源であり、その役割はますます重要なものとなっている。

税務職員は、一人一人がこうした税の役割の重要性を再認識し、当初予算に計上された県税収入の確保に全力で当たるとともに、全国の都道府県における本県の置かれた状況を十分認識しながら、徴収率の向上、収入未済額の縮減に努めなければならない。

(4) 県民に信頼される税務行政

県税収入の確保には県民の協力が不可欠である。税務職員は、徴税吏員としての職責の重要性を自覚し、県民の信用を失墜させることがないように綱紀を保持し、公平公正な税務事務の執行に努めなければならない。

2 事務執行に当たっての基本指針

(1) 組織としての機能の発揮

ア 管理監督者は、担当グループ制の意義を十分理解し、臨機応変な業務配分により複雑高度化する税務事務を適切に処理するほか、職場研修の機会を設けるなど部下職員の育成を図る。

イ 管理監督者は、常に部下職員の執務状況の把握に努め、適宜助言を与えるなど組織として問題の解決を心掛け、職員のメンタルヘルスに十分配慮する。

ウ 税務職員は、組織の一員としての自覚を持ち、その役割を十分発揮できるよう、常に「報告、連絡、相談」を励行するとともに、迅速な事務執行に努める。

(2) 情報の適正管理

ア 税務職員は、税務情報が重要な個人情報であることを認識し、栃木県個人情報保護条例及び栃木県情報セキュリティ基本方針の趣旨に則り、税務情報を適正に管理する。

イ 個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合は、情報漏えい等のリスクを軽減するための措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に努める。

ウ 誤入力、誤発送及び誤発信に起因する情報漏洩を防止するため、複数の職員による入力事項のチェックや、発送及び発信する郵便物等の確認を徹底する。

(3) ICT の活用

ICT を効果的に活用し、税務情報の発信等に努めるとともに、事務処理の改善、効率化を図る。

また、電子申告については、更なる利用率の向上に取り組む。

(4) 税務広報・租税教育の積極的な実施

ア 税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正な申告と自主納税を促進するため、広報媒体を活用した効果的な税務広報を積極的に実施する。

イ 次世代を担う児童・生徒に対し、関係機関と連携し租税教育を積極的に実施する。

3 各課及び担当に関する事項

(1) 課税課に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 経営管理部フォルダ内にある情報交換制度を活用し、事務所間の情報交換を密にするなどして、課税の均衡に努める。

(2) 収税課に関する事項

ア 滞納整理の早期着手に努めるとともに、滞納処分を適正に執行し租税債権の確保を図る。

イ 課長等は、徴収目標を設定し、適切な進行管理の下、職員の指導に当たる。

ウ 地方交付税の算定において、上位三分の一の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として、基準財政収入額の算定に、平成 28 年度から 5 年間にわたり段階的に反映されることになったので、より一層の徴収率の向上、収入未済額の縮減に努める。

エ 徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を適正に行う。

(3) 管理課に関する事項

ア 歳出予算の執行に当たっては、常に財務規則等関係法令への適合性に留意するとともに、コスト意識を徹底し、計画的・効率的な執行に努める。

イ 収納管理事務は税務事務の基本となることから、正確かつ迅速な事務処理に努める。

(4) 地方税協働徴収担当に関する事項

ア 市町と連携を図り、地方税法第 48 条の徴収引継ぎを積極的に実施するなど、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

なお、地方税法の改正により現年度課税分のみ滞納者も地方税法第 48 条の徴収引継ぎの対象となったことから、特別徴収義務者を中心に積極的に引受けを行い、早期の滞納整理を実施する。

イ 徴収事務に係る市町への技術的支援や指導に努める。

ウ 大口滞納案件や徴収困難案件など特別滞納事案に係る滞納整理を推進する。

(5) 軽油引取税調査担当に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 関係機関と連携し、不正軽油の撲滅に努めるとともに、悪質な事案に対しては、告発等厳しい対応で望む。

4 税制改正等に対する適切な対応

税制改正等に対し、次の点に留意して事務処理等を行う。

(1) 平成 28 年 4 月から、ペイジー収納及び自動車税に係るクレジット収納を導入したほか、コンビニエンスストアで納付できる税目の拡大を図ったところであり、新しい納付方法の理解を深めるとともに、納税者からの問い合わせ等に適切に対応する。

(2) 地方税法の改正により、納税者の申請による換価の猶予制度が創設され、平成 28 年度から適用されることとなったので、納税者からの問い合わせ等に丁寧に対応する。

(3) 法人事業税について、法人実効税率の更なる引下げに伴う、課税ベースの拡大のため、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、外形対象法人に係る、事業税所得割の税率引下げ、付加価値割及び資本割の税率引上げ等の措置が講じられたので取扱いに誤りのないよう注意する。

(4) 国における税制改正の議論や景気の動向、企業の業績等を注視し、税収の確保等に努める。